

公募 します

大切な命を守るため、ご協力くださいませんか 鳩山町自殺対策計画策定委員会委員

町では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な自殺対策の拡充を図るため、鳩山町自殺対策計画を策定します。誰も自殺に追い込まれない、住み心地のよい町づくりに向け、ご意見・ご協力くださる方を募集します。

▶**応募資格** 次の①～④にすべて該当する方

- ①本町に引き続き1年以上住所を有する方
- ②平成29年4月1日現在において、満20歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等に2件以上の公募委員となっていない方
- ④審議会等の公募委員就任回数が過去5回以上でない方

▶**募集人員** 2人(男女各1人)

▶**報酬等** 会議1回につき2,500円

▶**任期** 委嘱日(平成29年7月中旬ごろ)～平成31年3月31日

▶**応募方法** 役場健康福祉課(庁舎1階)、町保健セ

ンター、役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、6月23日(金)(必着)までに、前記のいずれかに提出してください。(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時。郵送の場合は町保健センター宛)

▶**委員の決定** ①応募者が募集人員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。

②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

▶**公開抽選** 6月29日(木)午後2時から(町保健センター2階会議室)

※結果については、応募者全員にお知らせします。

▶**問合せ** 〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1

鳩山町保健センター 管理予防担当

TEL296-2530、FAX296-2832

受講生 募集

「手話講習会(入門編)」(手話奉仕員養成講習会)



約半年にわたって、楽しく手話を学びます。

手話技術を習得して、聴覚障がい者とのコミュニケーションを深めてみませんか。

▶**応募資格** 次の①②のすべてに該当する方

- ①鳩山町に在住・在勤・在学する18歳以上の方(ただし、高校生は除く)
- ②全日程出席できる方

▶**内容** 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに準じた実技講習(19回)と特別講演(1回) ※実技講習を15回以上および特別講演を履修された方には修了証を交付します。

▶**日程** 7月27日(木)～12月14日(木)までの

毎週木曜日

▶**時間** 午前10時～正午

▶**場所** ニュータウンふくしプラザ

▶**講師** 埼玉県聴覚障害者協会
比企聴覚障害者の会

▶**アシスタント** 鳩山手話サークル「つくし」

▶**費用** 3,240円(テキスト代)。ただし、(社福)全国手話研修センター発行の手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」をお持ちの方は不要。

▶**募集人員** 15人

▶**申込方法** 6月5日(月)から7月5日(水)の間に、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号(在勤・在学者は勤務先、学校名)、受講経験、テキストの有無を明記の上、電話・はがき(当日消印有効)・ファックス、役場健康福祉課窓口のいずれかの方法で、お申し込みください。後日、応募結果を通知します。

▶**あて先・問合せ**

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場健康福祉課 TEL296-1241、FAX296-3390

行政Tトピックス Topics



役場の開庁時間
月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
☎049-296-1211(代表)

受付は
6月26日(月)
から開始

鳩山町地域包括ケアセンター 「地域の交流スペース」利用予約方法

7月2日(日)に開所する地域包括ケアセンター内の「地域の交流スペース」は、町の介護予防事業や住民のサークル活動など、さまざまな地域活動に利用できます。

7月の開所に先立ち、利用予約を開始しますので、皆さんの活動場所として、ぜひご活用ください。

▶**開館時間及び休館日** 年末年始(12月28日～1月3日)を除く午前9時～午後9時

▶**使用料**

区分	平日	土・日曜日・祝日
午前(午前9時～正午)	1,200円	1,500円
午後(午後1時～5時)	1,600円	2,000円
夜間(午後5時～9時)	2,000円	2,400円

※町民以外が利用する場合や、団体使用時で当該団体の半数以上が町外の方で構成されている場合は5割増。

※使用料の減免等は、右記までお問い合わせください。

▶**予約方法等** 地域包括ケアセンター事務室(松ヶ丘



4-1-1。旧松栄小学校地内)に備えてある申請書に必要事項を記入し、お申し込みください。

申請は、使用する日の属する月の1月前の月の初日(その日が土・日曜日、祝日に当たる場合は、その直前の日)から受け付けます。

▶**受付日時** 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※受付開始は、6月26日(月)からです。

▶**問合せ** 地域包括支援センター☎296-7700



臨時福祉給付金(経済対策分) 申請受付中

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を軽減するため、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

▶**支給対象** 平成28年度分住民税(均等割)が課税されない方。ただし、次の場合は対象外です。

- ・住民税において課税者の扶養となっている場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合 など

▶**支給額** 支給対象者1人につき15,000円

▶**申請先** 役場健康福祉課(庁舎1階)または役場東出張所

▶**申請方法** 申請書(5月中旬に該当になると思われ

る方に郵送済みです。また、役場健康福祉課でも入手可)を記入の上、前記申請先に提出。

▶**申請期限** 11月15日(水)まで

※原則として、申請期間外の申請は受付られませんのでご注意ください。

▶**給付金の受取方法** 申請書に記載した指定口座に入金(平成29年6月下旬を予定)

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

▶**問合せ** 【申請に関すること】役場健康福祉課 地域福祉担当☎296-1241

【制度に関すること】厚生労働省給付金専用ダイヤル☎0570-037-192